

パネルディスカッション・質疑応答

司会(尾崎先生)・・それでは定刻となりましたのでパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネルディスカッションは本日ご発表いただきました圭室先生・田中先生・秋津先生・武井先生にお願いいたします。それぞれ壇上に上がっていただき、外部の皆様方のご質問への回答も含め、本発表に対して改めて御意見、御考察を賜りたいと思います。まず最初、各先生方には、時間の関係で言い足りなかつたこと、ほかの先生のご発表も伺った上での御意見などを、一言ずつ賜ればと思います。それでは最初に圭室先生よろしくお願いいたします。

圭室先生・・それでは説明申し上げます。一七七二年に開山瑩山禪師の国師号を取ります。その国師号を取ることによつて總持寺の權威を永平寺より高いものにし、永平寺の住職は天皇から勅賜禪師号をもらうだけですが、国師号というのはそれよりも一つ上の位です。總持寺が何故そんな事をしなければならないのかというと、転衣の収入を増やすためです。転衣二百人分で約一億円になります。その一億円が年間の總持寺の収入になります。それが總持寺の収入の九十一%にあたり、これを増やすことが大変重要なことでした。一方、永平寺は寺領が七十石です。石高も總持寺の四百石に比べるとはるかに低いので永平寺としても転衣の数を増やさないと経営ができない状況でした。このため江戸時代の初期から永平寺と總持寺はその転衣の数を競争して取り合うわけです。ところが本末制度から言うと總持寺末寺が九十五%のため、当然その数を取れることで当時の経営は安定するわけです。ですからこ

の火災の前の年に總持寺はいろんな今までの借財を可能な限り返済しています。そして末寺に対して年間、今のお金にすると約五千円ずつ拠出させてほしいと言ひ、そうすればそれを続けていけば借財は全部返せるということをして社奉行に訴えますが、それは関三利が間にあって潰します。ではなぜ関三利が潰したと言ひますと、江戸時代の永平寺の住職は一六六〇年から明治元年までの約二百二十年間は總持寺妙高庵の通幻派の末寺です。その住職が交替で永平寺の住職をしていました。總持寺の末寺の住職が永平寺の住職に次々になっているのは大変矛盾があります。曹洞宗の場合には他の宗派と少々異なるのは関三利というのが両本山より非常に強くなったということです。なぜかと言ひますと関三利は社奉行の下に入っていました。そしてその関三利は幕府から朱印地を百石ずつもらいます。ところが永平寺も總持寺も幕府から朱印地はもらっていないのです。朱印地をもらうとどうなるかといひますと幕府でいろんな行事があつたときにそれぞれの代表が参加すると本山より將軍に近い地位に関三利が参加するので。これは社奉行とのつながりが強いためです。そういう形で関三利が非常に力を持ったところ永平寺の住職を交代で関三利がやるということ自分達が決めてしまいました。そのため常に永平寺と總持寺が対立する時には関三利が永平寺側につくため、總持寺としては前田家の力を借りないと様々な問題が解決しないのです。その転衣の問題も加賀の前田家にお願ひし前田家の力で社奉行の条件を変更してもらいました。結果十年ほどは永平寺の方は転衣が減少します。そのため永平寺は経営が苦しくなり一方總持寺は条件がよくなってくるという時期もありました。先ほど詳しく触れませんでしたでしたがそれを追加させて頂きます。

司会…圭室先生ありがとうございます。続きまして田中先生よろしくお願ひいたします。

田中先生…失礼します、田中です。私は本日の報告に引きつけて考えると言うよりも私自身の興味関心を先に述べさ

せていただきます。近年寺院経営の悪化に言及する書籍がいくつか出版されています。私自身はそうした現象は、現代のみに表出する現象ではなく、長い歴史のなかで観察すると、何度もこのような現象がありながらも、それを乗り越えて今日の寺院はその地域の中核であったということに関心をもっています。例えば今日は、群馬県の雙林寺史料も使用しつつ、それぞれの地域の資料と總持寺祖院に残されている資料を組み合わせると、どのようなことがわかるのかと言うことを述べさせていただきました。皆様の受け止めがいかであったかというところをのちほどお寄せいただけたらと思います。簡単ですが以上です。

司会…ありがとうございます。続きまして秋津先生よろしくお願いいたします。

秋津先生…私は今回、三法幢地についてお話しさせていただきました。例えば田中先生は、三法幢地ではない寺院である、法地や平僧地の話をされました。圭室先生は勸化の話をされて、三法幢地は恐らくある程度お金を持っていると考えられたために、そのような寺格の寺院へ優先して行くのであろうということが改めてよく理解されました。このように、他の先生の発表から自身の発表の内容に対しても色々な示唆を受けるところがありました。

また戦前に刊行された研究が、現在も曹洞宗の制度史の中心を担っているという状態が未だに続いているのに対して、武井先生の発表を伺っていると、寺社の伝奏について、従来指摘されていた、道正庵を通じた単線的な経路だけでなく、それ以外の複線的な経路があるなども見えてきました。このように、總持寺祖院資料を使いながら過去の研究を見直していける可能性があるということも、他の先生の発表からも改めて勉強させていただいた次第でございます。私の方に何かご質問がありましたら、その際にまた色々とお答えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

司会…ありがとうございます。続きまして武井先生よろしく願いいたします。

武井先生…武井でございます。本日は勅願所という、かなりニッチなテーマを取り上げましたが、やはり分からないことだらけというのが正直な感想でございます。一点だけ付け加えて申し上げるならば、お配りした資料の四ペー
ジに、月照寺と秋葉寺というお寺が新たに勅願所になったということを書きましたが、月照寺の方は勅願所になっ
てから、およそ四、五十年経った後に、曹洞宗とは関係がない、御室御所の推薦を受けて長日の勅願所になってお
ります。長日というのは、よくわからない表現で、ただの勅願所と長日の勅願所の具体的な違いもあまりはつきり
しないですし、なぜ御室御所から推薦されているのかもよくわからないというように、詳細なプロセスが分からな
いことだらけでございます。まだまだ掘り尽くすには時間がかかりそうなテーマだと個人的には思っております。
そもそも自分自身が、曹洞宗と朝廷の関係を専門的に研究してきた人間ではないものでございまして、こういった
ところに詳しい方がいればぜひひ情報をお寄せいただければ、大変励みになります。以上です。

司会…ありがとうございます。それでは会場及びオンラインでご視聴の皆様から何点か質問をお受けしております
ので、ここで各先生にお答えいただきたいと思います。

まず圭室先生への質問です。能州公用留に関しては、他の先生も何度か触れていましたが、圭室先生も発表
の最後に触れました。これに関してもう少し詳しくお話をいただきたいと言う点と、それを実際に刊行の予定
があるのですかと言う質問もありました。能州公用留については貴重な史料であると言うことで他の先生も触れら
れていましたが、この資料についてももう少しご紹介いただければと思います。

圭室先生…はい、分かりました。先ほども触れましたけれども能州公用留というのは能登の「能」として普通の九州の「州」いう字です。能登の国の公用留というようなテーマになります。つまり總持寺が能登に存在したからそのような名前なのです。これは要するに幕府からどのような法令が出されたか、そして末寺からどのような問題が持ち込まれたか、主に本末関係や住職が亡くなった時にその後任者を三人推薦しますが、その中で様々な紛争がおこりますと本山にそれが持ち込まれると言うようなこともあります。このような内容について、詳しく、元旦から大晦日まで書き綴っております。これは公的な日記でありますからしかるべき担当の人が毎年書いております。なぜそれが總持寺に古いのが残ったのかと言いますと、おおよそ五院輪番制度というのが確立するのが江戸時代の初期なのです。輪番ですから、末寺から毎年違った人が上がってきて本山を運営することになる。そうすると前例でどんなことを行なったということが全く分からない状態になります。そのためにはその毎日を非常に詳しく公的な日記として書いておかないと次の年の住職が様子がわからないと言ったことです。そういう意味ではかの宗派にはないので、永平寺でもこのようなことは行われません。それはなぜかという輪番ではないからです。輪番で違う人が毎年交代して住職になっていく。加えて七十五日ずつで五院の住職が変わっていくということになりますと、様々な情報をきちんと揃えておかないと本山の中の行事も分からないわけです。ですからそのために作り上げたものです。それと同時にこの村の總持寺がある門前村の様子も詳細に書いてあります。そのような内容でそれを長く続けてきているので、我々にとっては情報としてありがたいわけです。当時の幕府からお寺に出した法令などは残っていませんが、その日記にはしっかりと書き写しておりますから、それでわかるわけです。それに加えて金沢藩領ですから前田家の法令も出ております。そういうものも日記を通じてわかります。それから関三利というのは先ほど申し上げましたが寺社奉行の下に組織されて曹洞宗を支配する幕府側の窓口になっているため、関三利の記

録も残っております。その意味で能州公用留は非常に便利なものだと思います。他の宗派は記録する必要が逆に言うところありません。一人の住職がずっと繋いでおりますから、その人またはその周りの人の要領が良ければ、長く様々な行事が続いていきます。その点、總持寺の場合には、他の宗派の本山とは様子が違うところがあります。

司会…ありがとうございます。また重ねての質問ですが、先ほど言いました一六四〇年位から幕末までの二百五十年間と言うことで、冊数は三百を超えると記憶しておりますが、いかがでしょうか。

圭室先生…そうですね。現在整理したのは三百五十冊ぐらいあります。ほかの宗派は江戸時代の中期ぐらいの元禄の末年ぐらいからの日記は多く残っていますが、それも極めて断片的な形であり組織的に残すということはないため、そういう意味では能州公用留は非常に良い資料だと思っております。

司会…ありがとうございます。それでは続きまして田中先生に対しまして、同じような趣旨になりますが二点ございます。一点は、本末帳は寛永年間と今日ご発表いただいた宝永年間、さらに延享と続くわけですが、それぞれその書式や記載内容はどのように違うのか。また宝永年間の場合は、事例で上げていただいたように地域により大きく異なりますが、私の記憶では延享のものは形式が確立していると思います。その辺の違いがどうしてなのか。それからもう一点は、本末帳は曹洞宗だけではなくて各宗派横断的に作られたのかというご質問いただいております。本末帳の実態、曹洞宗の実情、それから各宗派の江戸期の本末政策としての本末帳という、二点お答えいただけますか。

田中先生…はい、ありがとうございます。まず特に延享の本末帳と宝永の本末帳を比較すると分かりやすいかと思えます。ただ今尾崎先生がおっしゃられたように、一七四〇年代の半ばにできた延享の本末帳は、非常に統一性を持って記述内容が記されていると思います。これは、延享の本末帳を作るときにそれぞれ宗派、あるいは幕府からの指示があったものと考えられます。宗派内で雛形を準備し、その雛形にしたがって作成されたのが延享の本末帳になります。他方で本日確認した宝永の本末帳は、おそらく雛形を提示しないまま、それぞれの僧録寺院に対して、とにかくそれぞれの地域にある自分の配下にある寺院を書きあげなさいという指示だけを出したことが想像されます。要するに、雛形がなかったため、それぞれの僧録寺院が思いつくままに寺院を記載していき、それが總持寺祖院に九十冊集まった「宝永の本末帳」になるのではないかと思えます。

それからもう一点、他宗派はどうだったのかということになりますが、一六三〇年代半ば頃の成立の「寛永の本末帳」に関しては、それぞれの宗派で作成するということになっていたようです。先ほど申し上げましたように、宗派によっては多くの遺漏があるかと思えます。それから延享の本末帳に関しては、私が特に確認した宗派というと天台があげられます。他の宗派に関しても、ほぼ全く同じ時期に本末帳を作成し、あるいは分限帳と呼ばれる寺院の書き上げを残しています。檀家が何軒か、あるいはその檀家から収入がどの程度であるのか、田畑の所持耕地面積などを記したものを作っております。これは宗派横断的に延享年間に作ったものと考えられます。それではこの宝永年間の本末帳どうなっているのかというと、これはやはり他宗派を見ていく必要があるかと思えます。これは今の時点では曹洞宗の宗派内で独自に集めたものではないかと言うことを今のところは推測しています。ただこれは結論ではないとだけ申し上げておきたいと思えます。以上になります。

司会…ありがとうございます。再確認ですが、そう考えると宝永年間の物は、曹洞宗が独自に何らかの必要に応じて、

先ほどから出ている勧化などの目的で作製したと考えられるのでしょうか。仮定で結構ですが、どの様に考えられると思いますか。

田中先生…当時の人に聞かないと何とも言えないのですが、なかなか難しいです。ただ今のところなぜ宝永年間だったのかというところの答えは今私は持ちあわせていないというふうに申し上げるしかありません。

司会…それから延享のものに関しては他宗派も作られているということですが、土地の台帳なども含まれているのですか。

田中先生…延享年間には「分限帳」と呼ばれる資料を作っているということが判明しております。特に有名なのが、天台宗においてこの本末帳の作成時期とほぼ時期を一にして作成されたこの分限帳です。どこに寺院があつて、その寺院には葬祭檀家が何軒、祈禱檀家が何軒あり、それぞれの収入はいくらとなっているのか、あるいは田畑をどれぐらい持っているという内容を書き上げております。おそらく他の宗派でも、多かれ少なかれ本末帳の作成に合わせて、同様の調査をしているものと推測することができると思います。

司会…どうもありがとうございます。

田中先生…あの圭室先生から追加があります。

圭室先生…お寺というものを考えるときに中世の寺と近世の寺と成立の仕方が違っていて、中世の寺というのはスポンサーがいて例えば守護とか地頭です。これは永平寺などもそうですし、總持寺もそうですけど、そういう有力な人がいてその人の家の菩提を弔うというような形でお寺を援助します。こういう形で中世の寺というものができます。そしてさらにその弟子たちがお寺を次々に作っていくというスタイルであります。それに対して近世のお寺というのは一六四〇年代に寺請制度というのができてまして日本人全員がどこかのお寺に所属しないとキリシタンと思われるようになります。これは幕法でそういう形で決めています。ですからどうしてもどこかのお寺に所属しなければならぬため、日本人全員が仏教徒になります。そうでなければキリシタンいうことになりますから、ということとは逆に近世のお寺というのは村であるいは町で人々が寺請をしてもらうためにお寺を作っていきます。講を作っていきますそれでお金を出して御堂であったものを寺に昇格させてほしいということを本山に頼み末寺を作っていきます。そういう形が大体一六四〇年をして一六六〇年になりますと日本人全員に今度は戸籍を作るようになります。各村単位で作るようになります、またその村単位で戸籍を作る時には必ず寺請証文と言ってお寺の住職に身分保障をもらう資料が必要になります。ということでは村として寺をお願いして作っていかねばならないのです。寺がだいたい整備されるのは一七〇〇年前後になります。例えば總持寺が所在している能登半島では圧倒的に強いのは東本願寺系統の浄土真宗です。浄土真宗のお寺だけでも鳳至郡というところには百以上あります。そして曹洞宗の總持寺が本山でありながら明治初年の寺院明細帳によれば鳳至郡には曹洞宗の寺は四ヶ寺しかありませんでした。それほど浄土真宗が強いというのはなぜかと言いますと、江戸時代の早い時点でつまり東本願寺と西本願寺が北陸地方に入っていたため、總持寺が末寺をつくっていく時期が遅れたということになります。それも今申し上げたような寺請制度の問題がありましたから、その段階で一六四〇年代に寺が作られてきた時、その時に早く手を打ったところが数多い檀家を握っています。

司会…圭室先生ありがとうございます。続きまして秋津先生へのご質問でございます。二点ございますが、一点は実際に寺格が下がった、つまり随意会地などを返上した寺院がその後どうなったかということ。第二点は、洞寿院の例などに見られるように永平寺と関三利から免牘が出ているとすると、決定するのはどこなのかということです。先ほど関三利と永平寺の力関係という点に関しては圭室先生も述べておりましたが、こういう許認可はどのようなになっているかというご質問です。

秋津先生…はい、ご質問ありがとうございます。まず、寺格が下がるとその後どうなるのかという話ですが、例えば先ほど返上の話がありました。例えば昭和ぐらゐの寺格帳などを見てみますと、寺格が三法幢地でなくなった寺院に關しましては、基本的には法地と書かれている場合が多いと思われれます。そのため、近代も含めて、後に再認可を得られなかった場合は、基本的には法地のままで過ごしたと思われれますが、例外も考えられますので、個々の事例を見ていく必要があります。寺格を下げる場合には、基本的には経済的基盤が大きな要因となってくるようです。そのため、そういったものが回復しない限りは、再び三法幢地になるのを認められるのは難しいと思えますし、再申請をすることもないであろうと思われれます。そのような事情から、寺格が下がった後、再申請をすれば、再認可されることがあり得ないとは言い切れませんが、現実問題としてそういった申請があるのかに關しましては、あまり例は多くないのではないかと思われれます。

次のご質問ですけれども、この三法幢地の寺格を誰が決めるのかという問題ですが、常恒会地に關しては変更がありません。最初期は、特に関三利と金沢の大乗寺の免牘の文言から、永平寺の独断で出していたと考えられます。しかし元禄以降になりますと、関三利に申請を出しまして、寺社奉行の評定を経て、関三利がその決定通知を永平

寺に送り、永平寺が免牘を発給するという順番になります。そのため、寺格の決定方法に関しては変更があります。元禄において変更がなされる契機となったのが、熊谷の龍淵寺の裁判で、常恒会地の免牘を、最初は永平寺の独占で出せていたものが、次第に寺社奉行の判断を得なければ出せなくなっていくます。その一方で、片法幢地・随意会地は、基本的には関三利の判断で決定ができたようです。その違いはやはり龍淵寺の裁判だと思えます。

常恒会地の免牘に関しては、近世の後期になると、永平寺からの免牘はなくなりまして、関三利からの免牘だけになっていくという変更もあります。また免牘が永平寺でなく總持寺から発給されている特例もあり、金沢の宝円寺・天徳院と、高岡の瑞龍寺が該当します。それは、寺社奉行の評定の後、関三利からの決定通知が送られるという経路ができつつも、これらの寺院は地域的・寺格的に總持寺と深い縁があることや、前田家との関係からそのようなことが起こりうるのだろうと思われれます。十分かどうかわかりませんが、以上とさせていただきます。

司会…どうもありがとうございました。それでは続きまして武井先生への質問です。何点かありますが、一点は朝廷と宗教の関係の研究が進んでいると言うことで、具体的にはどのように進んでいるのかと言うこと。それから資料に上げた月照寺関係の資料が、どのような形で祖院に伝来したのか、このような資料が總持寺に入った経緯などに関しての質問です。最後に、月照寺が勅願所になるにあたり、それを推薦した武家伝奏側の記録は確認できるのか、という質問がございました。

武井先生…はい、ご質問ありがとうございます。一点目ですが、そもそも朝廷や天皇の研究というのは戦後を経ても取り組まれてこなかったという前提があります。戦時のことを省みるあまり、天皇や朝廷のことを深く研究するという流れがしばらく生まれなかったというのが一つの原因としてあるのではないかと考えております。それ以降、

どちらかという朝廷や天皇といった存在の権威を否定する見方というのが流布していた中で、やはり史料などを見ていくとそうではないのではないかという考えがあり、朝廷や天皇というものが、それぞれの時代において役割をしっかりと持って活動していたのではないかというふうに研究されるようになってきたという流れがございます。そしてその流れの延長線上で、朝廷と宗教というものを一つのテーマのようにして研究する人たちもみえ始めたということでございます。昨今では特に、朝廷と寺社の研究がかなり盛んに行われておりまして、例えば、江戸時代に災害などがあると、天皇が特定の寺社に対して祈禱をなさよという風に命じります。そのようなところから社会とのつながりの中で、天皇がどれほど宗教施設としての神社やお寺などを用いていたのかというような目線からの研究がだんだん増えてきているということでもあります。ただ補足的に言いますと、やはり各宗派と天皇、すなわち勅願所の研究というのは、各宗派それぞれに委ねられているところがあり、あまり研究が進んでいないのではないかと個人的には思っております。特に、曹洞宗においては、深く検討されていないところが見受けられます。

二点目の、月照寺の史料がなぜ總持寺に伝来するのかということですが、これは私も確実なことを言えないのですが、勅願所になるに当たり天皇の祈願をするわけですから、勅願所になったお寺はお葬式ができません。死の穢れを忌む関係で、お坊さんが天皇に穢れを移してしまう恐れがあるので、お葬式できないわけです。お葬式をしてはいけないというようになると、お檀家さんが亡くなるなどの時にお葬式を別の僧侶に頼まなくてはならないので、いろいろな関係の中でトラブルになる可能性があります。そういう時に、總持寺などに対して、勅願所が祈願している間、別のお寺や僧侶がお葬式をするという前提をとりあえず把握してもらわねばなりません。勅願所になった経緯や、その延長線上で特別な事情や様々な制限があるために、カクカクシカジカこういう形で勅願所になりましたという、そういうようなメモ書きが残ったのではないかと個人的には想像しておりますが、確実なことは言えないというのが現状です。

それと最後ですけれども、武家伝奏というのは少し特殊なポジションでございます。そもそも武家伝奏とは何なのかと言いますと、公家の中から選ばれる二名が、幕府との取次ぎをします。この二名は当然、変わっていきます。何々家という固定した家だけがやるというわけではなく、武家伝奏になれる家の内の二名がたまたまその時期に、朝廷や幕府、あるいは武家伝奏が担当する寺社の取次ぎをしているという形になります。ですから、月照寺が勅願所になるにあたっては、その時の武家伝奏が窓口となって、朝廷や幕府との連絡をしていたというのが実態であったと思います。現状、近世については、武家伝奏を担当した公家の日記や記録が、完全ではありませんが残っておりますので、そうしたところから情報を拾える可能性があります。以上です。

司会・武井先生ありがとうございました。

まだ何件か質問がございますが、残念ながら時間となりました。本日は大変長時間にわたるシンポジウムでございますので、大変残念ではございますが残りの質問は割愛させて頂きます。ご質問くださった方々には、この場を借りてお詫び申し上げます。